

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学、奈良県立奈良北高等学校 及び奈良県教育委員会の連携協力に関する協定書（改定案）

（目的）

第1条 この協定は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「大学」という。）、奈良県立奈良北高等学校（以下「高校」という。）及び奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、先端科学分野での教育活動等を連携協力し実施することを通して、高校の生徒（以下「生徒」という。）の論理的かつ科学的な思考力を高め、課題の設定や解決に向けた主体的な取組を実践するために必要な基本的資質・能力を育むことを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 大学、高校及び教育委員会（以下「協定締結者」という。）は、前条の目的を遂行するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 大学が生徒に対して実施する先端科学分野に係る実験、講義その他教育活動に関すること。
- (2) 生徒の進路についての情報提供に関すること。
- (3) その他協定締結者が必要と認める事項

（施設設備等の利用）

第3条 前条に定める事項の実施に当たっては、業務に支障のない限り、大学及び高校それぞれの有する施設設備等の利用を妨げない。

（経費）

第4条 第2条に定める事項に要する経費については、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 この協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、この協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（弁済）

第6条 高校は、高校又は生徒本人の故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合は、その弁済の責を負わなければならないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定書締結日から発効し、令和5（2023）年3月31日までを期間とする。

2 この協定書の有効期間満了日が属する年度の12月末日までに協定締結者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、有効期間を更に1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定締結者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

奈良県生駒市高山町8916番地の5
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

学 長

奈良県生駒市上町4600
奈良県立奈良北高等学校

校 長

奈良県奈良市登大路町30
奈良県教育委員会

教育長

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学、奈良県立奈良北高等学校 及び奈良県教育委員会の連携協力に関する協定書

(その他)

第8条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者で協議の上、決定するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「大学」という。）、奈良県立奈良北高等学校（以下「高校」という。）及び奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、情報科学分野での教育活動等を連携協力し実施することを通して、高校の生徒（以下「生徒」という。）の情報を活かす力を高め、柔軟な判断力と拠にとらわれない発想力を育むことを目的とする。

(連携協力の内容)

第2条 大学、高校及び教育委員会（以下「協定締結者」という）は、前条の目的を遂行するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 大学が生徒に対して実施する情報科学分野に係る実験、講義その他の教育活動に関すること。
- (2) 生徒の進路についての情報提供に関すること。
- (3) その他協定締結者が必要と認める事項

(施設設備等の利用)

第3条 前条に定める事項の実施に当たっては、業務に支障のない限り、大学及び高校それぞれの有する施設設備等の利用を妨げない。

(経費)

第4条 第2条に定める事項に要する経費については、協定締結者が協議の上、定めるものとする。

(守秘義務)

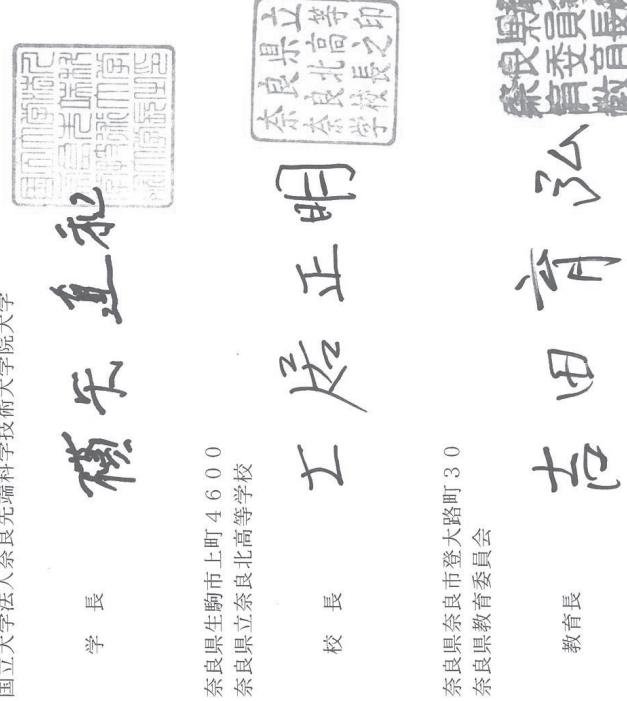
第5条 この協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、この協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(弁済)

第6条 高校は、高校又は生徒本人の故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合は、その弁済の責を負わなければならないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定書締結日から発効し、平成35（2023）年3月31日までを期間とする。
2 この協定書の有効期間満了日が属する年度の12月末日までに協定締結者のいづれからも改廃の申し入れがない場合は、有効期間を更に1年間更新するものとし、その後も同様に取り扱うものとする。



国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学、奈良県立奈良北高等学校
及び奈良県教育委員会の連携協力に関する協定書 新旧対照表

R3. 12. 13

改 定 案	現 行
<p>第1条 この協定は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「大学」という。）、奈良県立奈良北高等学校（以下「高校」という。）及び奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、<u>先端科学分野での教育活動等を連携協力し実施することを通して、高校の生徒（以下「生徒」という。）の論理的かつ科学的な思考力を高め、課題の設定や解決に向けた主体的な取組を実践するために必要な基本的資質・能力を育むことを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この協定は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「大学」という。）、奈良県立奈良北高等学校（以下「高校」という。）及び奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、<u>情報科学分野での教育活動等を連携協力し実施することを通して、高校の生徒（以下「生徒」という。）の情報を活かす力を高め、柔軟な判断力と枠にとらわれない発想力を育むことを目的とする。</u></p>
<p>第2条 大学、高校及び教育委員会（以下「協定締結者」という。）は、前条の目的を遂行するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。</p> <p>（1）大学が生徒に対して実施する先端科学分野に係る実験、講義その他教育活動に関すること。</p>	<p>第2条 大学、高校及び教育委員会（以下「協定締結者」という。）は、前条の目的を遂行するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。</p> <p>（1）大学が生徒に対して実施する情報科学分野に係る実験、講義その他教育活動に関すること。</p>
以下、略	以下、略